

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京
2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等
業務等の入札参加等業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

令和7年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が発注する特定テストイベント・本大会業務^{（注1）}の入札参加等業者に対し、本日、後記第1のとおり、独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

違反行為の概要は後記第1の2に記載のとおりであり、本件は、特定テストイベント・本大会業務の入札参加等業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また、組織委員会に対し、本日、後記第2のとおり、通知を行った。

（注1）「特定テストイベント・本大会業務」とは、組織委員会が一般競争入札の方法により発注するテストイベント計画立案等業務^{（注2）}並びに同業務の受注者に対して特別契約^{（注3）}の方法により発注されることがとされていたテストイベント実施等業務^{（注4）}及び本大会運営等業務^{（注5）}をいう。

（注2）「テストイベント計画立案等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとのテストイベント^{（注6）}実施に向けた計画立案等及び計画支援業務をいう。

（注3）「特別契約」とは、単数見積により契約を締結するものをいう。

（注4）「テストイベント実施等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとのテストイベントの実施に係る業務をいう。

（注5）「本大会運営等業務」とは、組織委員会が発注する競技・会場ごとの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会^{（注7）}の運営に係る業務をいう。

（注6）「テストイベント」とは、大会運営能力向上のために、競技運営、テクノロジー、運営に関わる職員・関係者のテストをすることを目的とする競技大会をいう。

（注7）「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」とは、第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会をいう。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査
電話 03-3581-4960（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置 命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額	申請順位 に応じた 減免率	事件の真相の 解明に資する 程度に応じた 減算率	
1	株式会社セレスポ (9013301006441)	東京都豊島区 北大塚一丁目 21番5号	代表取締役 田代 剛	○ 11億6319万円	—	—	—
2	株式会社電通グループ (注8) (4010401048922)	東京都港区東 新橋一丁目8 番1号	代表執行役 五十嵐 博	— 4億9556万円	—	—	—
3	株式会社博報堂 (8010401024011)	東京都港区赤 坂五丁目3番 1号	代表取締役 名倉 健司	○ 4億9448万円	—	—	—
4	株式会社電通 (注9) (5010401143788)	東京都港区東 新橋一丁目8 番1号	代表取締役 佐野 傑	○ 4億2515万円	—	—	—
5	株式会社東急エージェ ンシー (6010401019178)	東京都港区西 新橋一丁目1 番1号	代表取締役 高坂 俊之	○ 3億3088万円	30%	10%	20%
6	株式会社フジクリエイ ティブコーポレーショ ン (4010601042816)	東京都江東区 青海一丁目1 番20号	代表取締役 前田 和也	○ 3億2791万円	—	—	—
7	株式会社セイムトゥー (8010401047458)	東京都港区西 新橋二丁目1 4番1号	代表取締役 坂本 修庸	○ 8875万円	—	—	—
8	株式会社ADKマーケ ティング・ソリュー ションズ (注10) (3010001035099)	東京都港区虎 ノ門一丁目2 3番1号	代表取締役 大山 俊哉	○ —	免除	免除	—
合計				7社 33億2592万円			

(注8) 株式会社電通グループは、特定テストイベント・本大会業務の受託事業を営んでいた者である。

なお、株式会社電通グループは、令和2年1月1日、商号を株式会社電通から現商号に変更し、同日、株式会社電通に対し、吸収分割により、特定テストイベント・本大会業務の受託事業の全部を承継させ、同日以降、特定テストイベント・本大会業務の受託事業を営んでいない。

(注9) 株式会社電通は、令和2年1月1日、商号を株式会社電通承継準備会社から現商号に変更し、同日、株式会社電通グループから、吸収分割により、特定テストイベント・本大会業務の受託事業の全部を承継した者である。

(注10) 株式会社ADKマーケティング・ソリューションズは、平成31年1月1日、商号を株式会社アサツディ・ケイから現商号に変更した者である。

(注11) 違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

(注12) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注13) 表中「排除措置命令」欄及び「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注14) 表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「－」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注15) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「－」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

セレスポ、電通グループ、博報堂、電通、東急エージェンシー、フジクリエイティブコーポレーション、セイムトゥー及びADKマーケティング・ソリューションズ（以下「8社」という。）は、遅くとも平成30年4月2日以降（電通グループにあっては令和元年12月31日までの間、電通にあっては令和2年1月1日以降）、特定テストイベント・本大会業務について

ア 組織委員会の大会準備運営第一局次長（以下「次長」という。）及び電通グループが競技・会場ごとに選定した業務委託先候補^(注16)を受注予定者^(注17)とする

イ 受注予定者は、業務委託先候補とされた競技・会場のテストイベント計画立案等業務の一般競争入札に参加する

ウ 業務委託先候補として選定されなかった競技・会場のテストイベント計画立案等業務の一般競争入札には基本的に参加しない

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定テストイベント・本大会業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注16) 「業務委託先候補」とは、特定テストイベント・本大会業務に係る競技・会場ごとに組織委員会が業務を委託する相手方の候補をいう。

(注17) 「受注予定者」とは、受注すべき者又は共同企業体をいう。

3 排除措置命令の概要

(1) セレスポ、博報堂、東急エージェンシー、フジクリエイティブコーポレーション、セイムトゥー、ADKマーケティング・ソリューションズの6社（以下「6社」という。）及び電通の7社（以下「7社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 特定テストイベント・本大会業務について、8社が、遅くとも平成30年4月2日以降（電通グループにあっては令和元年12月31日までの間、電通にあっては令和2年1月1日以降）共同して行っていた、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、我が国で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の組織運営のために設立される法人が発注するテストイベント及びオリンピック・パラリンピック競技大会に関する運営に係る業務について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- (2) 7社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く6社及び組織委員会に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 7社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、我が国で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の組織運営のために設立される法人が発注するテストイベント及びオリンピック・パラリンピック競技大会に関する運営に係る業務について、受注予定者を決定してはならない。
- (4) セレスポ及びフジクリエイティブコーポレーションは、次のア及びイの事項を行うために必要な措置を、博報堂、東急エージェンシー、セイムトウー、ADKマーケティング・ソリューションズ及び電通は、次のイの事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- ア 自社の業務の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定並びに役員及び従業員に対する周知徹底
- イ スポーツ競技大会に関する運営に係る業務の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該業務の運営に関わる役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査
- (5) 7社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和8年1月26日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」記載の額（総額33億2592万円）を支払わなければならない。

なお、電通グループは、次長とともに、他の事業者に対し、前記2の違反行為の実行としての事業活動を指定していたものであり、この行為は令和元年改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第8項第3号口に該当するものであって、当該違反行為を容易にすべき重要なものであると認められる。このため、電通グループに対して、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

第2 組織委員会に対する通知

1 本件審査の過程において認められた事実

- (1)ア 次長及び電通グループは、平成29年12月以降、6社から、各社が受注を希望するテストイベント関連業務・本大会運営等業務に係る競技・会場を聴取した。
- イ 次長及び電通グループは、平成30年1月以降、前記アで行った聴取の内容等に基づき、業務委託先候補を選定し、6社に対し、それぞれ、各社の業

務委託先候補となる競技・会場について伝達した。

- (2) 次長及び出向者^(注18)並びに電通グループは、遅くとも平成30年4月2日までに、6社に対し、業務委託先候補を選定していること、テストイベント計画立案等業務は一般競争入札により発注される見通しであること、特段の問題がない限り、テストイベント計画立案等業務の受注者に同業務の対象となる競技・会場におけるテストイベント実施等業務及び本大会運営等業務を特別契約の方法により発注する方針であることなどを伝えていた。

(注18)「出向者」とは、電通グループ等の従業員であって、組織委員会に出向し、本大会の準備及び運営に関する業務に従事していた者をいう。

2 通知の概要

公正取引委員会は、組織委員会に対し、前記1の事実が認められた旨を通知した。